

第1号様式（第5条関係）

二宮町第三次中小企業等事業継続支援金支給申請書

年 月 日

二宮町長様

〒

申請者 所在地(住所)

名称(商号)

代表者職・氏名

代表者生年月日 年 月 日

電話

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、経営の安定に支障が生じており、二宮町第三次中小企業等事業継続支援金の給付を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、支給要件の審査にあたり、誓約・同意書において誓約した項目についての関係機関および主管部署への確認・照会に同意します。

事業者の概要	法人・個人の別		国事業復活支援金受給の有無	
	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
	法人の方のみ	①業種	②資本金 円	③従業員数 人
	④町第二次中小企業等事業継続支援金受給の有無		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
売上高確認	2018年度から2020年度の各年度における11月から3月までの売上額の合計が25万円以上である。 〔創業間もない場合〕売上高が生じた月から2021年10月までの月平均売上高が5万円以上。 <input type="checkbox"/> ← 該当する場合は、チェックしてください。			
最大減少率 ※第2号様式から転記してください。国事業復活支援金を受給されている方は記入不要です。				
対象月	2021年度売上高 (A)	2018年度から2020年度の左記と同月のうち最も高い売上高 (B)	減少額 C (B-A)	減少率 (C/B×100) (小数点以下切捨て)
月	円	円	円	%
			申請額	円
添付書類	1 売上高比較表（第2号様式） 2 ・法人の場合、履歴事項全部証明書の写し（※二宮町第二次中小企業等事業継続支援金の給付を受けている場合は不要） ・個人の場合、開業届又は営業許可書の写し及び身分証明書の写し 3 2018年度から2021年度の各年度における11月から3月についての月別の売上高等が確認できる書類（売上台帳等の写し）。 〔創業間もない場合〕上記の期間のうち創業以降の月の月別売上高等が確認できる書類（売上台帳等の写し）（※国事業復活支援金の給付を受けている場合は不要） 4 2021年分の法人税確定申告書の別表一及び法人事業概況説明書の写し。ただし、個人にあつては、2021年分の確定申告書Bの第一表及び第二表の写し（確定申告をしていない場合は、2022年度分の市町村民税・都道府県民税申告書の写し）並びに2021年分青色所得稅申告決算書の1ページ及び2ページ（月別売上（収入）金額の記載があるもの）又は収支内訳書等事業収入を得ていることを確認できる書類の写し（※国事業復活支援金の給付を受けている場合は不要） 5 事業復活支援金交付を受けていることを証する書類の写し（※国事業復活支援金の給付を受けている場合のみ） 6 振込口座の通帳写し			

誓約・同意書

- ・ 二宮町第三次中小企業等事業継続支援金支給要綱第3条(支給対象者)の規定に該当すること
- ・ 申請の内容及び提出する関係書類に相違ないこと
- ・ 偽りやその他不正な手段により給付金の支給を受けたことが判明した場合、支援金の返還に応じること

上記のことについて、誓約します。

なお、支給要件の審査にあたり、誓約・同意書において誓約した項目についての関係機関および主管部署への確認・照会に同意します。

申請者氏名 _____

(自署)

(支給対象者)

第3条 支援金の支給を受けることができる者(以下「支給対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 中小企業者等であること、又は事業復活支援金の給付を受けていること。
- (2) 2021年10月末日までに町内で事業所を営んでおり、2023年以降も継続して町内で事業を営む予定であること。
- (3) 基準期間のうちの各年度における11月から3月までの売上額の合計が25万円(創業後、間もない者にあつては、売上高が生じた月から2021年10月までの月平均売上高が5万円)以上であること。
- (4) 個人事業主にあつては、事業収入が事業収入以外の収入(公的年金収入を除く。)より多いこと。
- (5) 2022年5月31日までに到来した納期限の町税を完納していること。
- (6) 補助対象期間のいずれか一月の売上高を、基準期間のうち同月売上高が最も高い年の額と比して、5%以上減少していること。ただし、開業後間もない等で、売上高を比較することができない場合は、次に掲げるとおり取り扱うものとする。
ア 2019年1月から2020年12月までの間に開業した者にあつては、2019年及び2020年の月平均売上高のうちいずれか高い方の月平均売上高と、補助対象期間のいずれか一月の売上高を比して5%以上減少していること。
イ 2021年1月から同年10月までに開業した者にあつては、開業した日の属する月から2021年10月までの月平均の売上高と、補助対象期間のいずれか一月の売上高を比して5%以上減少していること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支給の対象としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者
- (2) 法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に規定する公共法人
- (3) 宗教上の組織若しくは団体又は政治団体
- (4) 二宮町暴力団排除条例(平成23年二宮町条例第21号)第2条第2号から第5号までに規定する者と密接な関係を有する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、支援金の趣旨に照らして適当でないと町長が認める者